

目黒区精神障害者退院相談支援事業実施要綱

令和3年4月1日付け目健障支第511号決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）に基づく指定地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のサービス利用申請をするまでの相談支援を行うとともに、精神障害者の地域移行・地域定着理解を促進するための精神障害者退院相談支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は区とする。但し、区長は事業を適切に運営することができると思われる特定非営利活動法人等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(実施場所)

第4条 事業は、次の場所において実施する。

- (1) 東京都内全域
- (2) その他、区長が必要と認める場所

(事業内容)

第5条 目黒区（以下、「区」という。）及び第3条の規定により事業を受託した法人等（以下「受託事業者」という。）は、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 法に基づく指定地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のサービス利用申請をするまでの相談支援に関すること
- (2) 本人及びその家族に対する退院の動機付けを目的とした相談支援に関すること
- (3) 地域生活に必要な施設等の見学や体験同行の実施に関すること
- (4) 精神障害者を支援する関係機関との連携に関すること
- (5) 精神障害者の地域移行・地域定着に係る知識の普及及び啓発に関すること
- (6) その他事業に関すること

(事業対象者)

第6条 入院前に区内に住所を有し、精神科病院に6か月以上入院している精神障害者のうち、病状が安定しており、相談支援の利用が必要な者及びその家族とする。ただし、前条第1項第5号については、この限りでない。

(利用期間等)

第7条 事業の利用期間は、事業の利用開始の日以後の最初の3月31日までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、利用期間を延長することができる。

(利用料)

第8条 事業の利用料は無料とする。

(職員の配置)

第9条 区及び受託事業者は、精神障害者の相談支援に関する業務に3年以上従事している者を専任で配置する。

(委託料)

第10条 受託事業者が実施する事業の委託料については区長が別に定める。

(事業計画書等の提出)

第11条 受託事業者は、年度ごとに事業計画書(別記第1号様式)、予算書(別記第2号様式)及び従業員等名簿(別記第3号様式)を区長に提出するものとする。

(報告)

第12条 受託事業者は、四半期ごとに業務に関する状況をまとめ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに月次実績報告書(別記第4号様式)により報告するものとする。

- (1) 1月分から3月分までの報告 4月10日
- (2) 4月分から6月分までの報告 7月10日
- (3) 7月分から9月分までの報告 10月10日
- (4) 10月分から12月分までの報告 翌年の1月10日

2 受託事業者は、年度の事業の実施状況を年間事業報告書(別記第5号様式)及び決算書(別記第6号様式)により、翌年度の4月20日までに区長に報告するものとする。

3 前項の報告の結果、残金が生じた場合は区長へ返還するものとする。

(守秘義務)

第13条 受託事業者は、正当な理由なしに、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。